

# 令和2年度採用

## さいたま市スクールソーシャルワーカー 募集要項・申込書

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童生徒やその家庭への支援などを行うため、スクールソーシャルワーカーを募集します。

### 1 職 種

スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）

### 2 職務概要

次のような仕事を行います。

- (1) 問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働き掛けに関すること。
- (2) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、連携及び調整に関すること。
- (4) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (5) 教職員研修等への指導及び助言に関すること。
- (6) 校内のいじめ対策委員会に関すること。
- (7) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。

### 3 勤務条件

- (1) 勤務時間 1日当たり7時間以内 年間185日
- (2) 休 日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 配置場所 さいたま市教育委員会が指定する市立小学校  
＜例：A小学校（週2日）B小学校（週2日）＞
- (4) 任用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 報 酬 等

①時 給	社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者	1,544円～1,854円
	その他の者 応募資格の(2)～(4)	1,424円～1,743円
		(※経験により異なる)
		(翌月払いとなります)
②費用弁償	通勤・出張に係る交通費相当分を本市規定により別途支給	
③手 当 等	期末手当あり	
④保 険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険に加入	
- (6) 休 暇 年次有給休暇・特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）  
※勤務条件につきましては、変更の可能性があります。

### 4 応募資格

次の(1)～(4)のいずれかに該当する人で、(5)及び(6)を満たす人

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士（令和2年3月31日現在、社会福祉士・精神保健福祉士登録済みの人）
- (2) スクールソーシャルワーカーとして勤務経験がある人
- (3) 福祉の分野において専門的な知識・技能を有し、実務経験がある人
- (4) その他、教育委員会が認めた人
- (5) 心身ともに健康で職務に耐えうる人
- (6) 次のいずれにも該当しない人
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 採用予定人数

10人程度

## 6 応募期間

令和2年1月16日(木)から令和2年1月23日(木)まで【消印有効】

受付時間は、8時30分から17時とし、土・日、祝日を除きます。

## 7 応募書類

(1) 令和2年度採用 さいたま市スクールソーシャルワーカー 採用試験申込書

・さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/index.html>) からダウンロードもできます。

【トップページ→市政情報→募集→職員採用→職員採用(教育委員会・市立病院・高等看護学院)】

(2) 応募資格を証明するものの写し

・社会福祉士登録証・精神保健福祉士登録証

※申込期限までに提出が困難な場合、その旨を記載した文書を同封し、届き次第、写しを提出してください。

(3) 封筒**2枚**(受験票送付用・結果通知用)

【長3封筒(235mm×120mm)に94円切手を貼り、自分の郵便番号・住所・氏名を記入したもの】

## 8 応募方法及び書類提出先

応募書類は、以下まで郵送するか、直接持参してください。

〒330-0071

さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号 さいたま市子ども家庭総合センター4階

さいたま市教育委員会 総合教育相談室 スクールソーシャルワーカー採用担当

電話番号：048-711-5479

## 9 選考方法

面接及び書類による選考

## 10 面接日程

令和2年2月3日(月)の指定された時刻

※面接時刻については、教育委員会で指定します。

## 11 選考結果

令和2年2月末日までに、すべての受験者に郵送で通知します。

## 12 合格から採用まで

(1) 合格者は、成績順にさいたま市スクールソーシャルワーカー採用候補者名簿に登載します。ただし、名簿登載が必ずしも採用とは限りません。なお、名簿の有効期間は、原則として令和3年3月31日とします。

(2) 採用候補者名簿登載者には健康診断の受診について通知します。受診料は自己負担となります。なお、健康診断の結果によっては、採用されないこともあります。

## 13 備 考

応募書類が不備のものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

## 14 その他

本募集は令和2年度の予算成立により、正式な効力が生じます。